府令

○内閣府令第七号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項及び第三十三条第三項、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二条第一項、第四条及び第八条第二項から第四項まで、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第一項（同法第七条第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五条並びに探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第一項の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号ニ中「法定代理人の氏名及び住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）」を、「書類」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る第七号イからハまでに掲げる書類）」を加え、同条第六号ハ中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）」を加え、「書面及び」を「書面並びに」に改め、「掲げる書面」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員に係る次号ハに掲げる書面。ただし、当該役員が、申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る次号ロ及びハに掲げる書面）」を加える。

第十九条第二号中「第八条第二項」を「第八条第二項」に改める。

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第二条　質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「その連署」の下に「（法人の場合は、その代表者の連署）」を加える。

第二条第一項第四号中「生年月日」の下に「（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の住所及び生年月日並びにその業務を行う役員の住所、氏名及び生年月日）」を加え、同条第三項各号を次のように改める。

一　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ　履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写しとする。）

ロ　成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

二　申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ　定款及び登記事項証明書

ロ　代表者その他業務を行う役員に係る前号イ及びロに掲げる書類

三　管理者を定めるときは、当該管理者に係る第一号イ及びロに掲げる書類

四　法定代理人のあるときは、当該法定代理人に係る第一号イに掲げる書類（法人の場合は、第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る第一号イに掲げる書類）及び後見に関する証明書

第五条中「の履歴書及び住民票の写し」を「に係る第二条第三項第一号イ及びロに掲げる書類」に改める。

第八条第一項第二号中「氏名」の下に「（法人の場合は、その主たる事務所の所在地若しくは名称）」を加え、同項第三号中「法人」を「質屋又はその法定代理人若しくは保佐人が法人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項第二号又は第三号の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法定代理人の異動又は新たな選任の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イに掲げる書類（法人の場合は、同項第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る同項第一号イに掲げる書類）及び後見に関する証明書

二　質屋である法人の代表者その他業務を行う役員の異動の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イ及びロに掲げる書類

三　法定代理人である法人の代表者その他業務を行う役員の異動の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イに掲げる書類

（警備業法施行規則の一部改正）

第三条　警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号ヘ中「その法定代理人の氏名及び住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）」を、「書類」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類）」を加え、同条第二項中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合はその役員）」を加える。

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号ニ中「氏名及び住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）」を、「書類」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類）」を加える。

附　則

この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

省令

○総務省令第十二号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第五項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十六日

総務大臣　川端　達夫

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二の五第五号ロの表を次のように改める。

取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するもののうち一号に限る。）	「ハイオクガソリン」又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するもののうち一号（E）に限る。）	「ハイオクガソリン（E）」又は「ハイオク（E）」	ピンク